可搬形発電機整備技術者講習会制度に関する規程細則

制定 昭和 59年11月30日

改正 昭和60年9月12日

改正 昭和61年3月14日

改正 平成 5 年 3 月 16 日

改正 平成 18 年 5 月 26 日

改正 平成 25 年 10 月 22 日

改正 平成28年4月1日

改正 平成 29 年 2 月 7 日

改正 平成29年8月8日

(目的)

第1条 可搬形発電機整備技術者講習会制度に関する手続き、講習要領、試験要領、可搬形発電機整備技術者(以下「可発整備技術者」という。)の資格認定手数料等については、可搬形発電機整備技術者講習会制度に関する規程(以下「規程」という。)の定めによるほか、この細則による。

(適用の範囲)

第2条 この細則は、一般社団法人 日本建設機械レンタル協会(以下「建機レンタル協会」という。)の定める整備基準に基づく移動電源等の用に供する可搬形発電機の整備、管理業務に従事する可発整備技術者に資格を認定交付するための手続き等について定める。

(可搬形発電機)

第3条 この細則において「可搬形発電機」とは、移動電源で機械器具に電気を供給するための 低圧発電設備で、運転に必要な付属装置を共通台床上に備え、随時移動して使用できるものを いう。

(可搬形発電機整備技術者認定取得の手続き)

- 第4条 規程第7条により、可発整備技術者の資格認定を得ようとする者は、可搬形発電機整備 技術者講習会受講及び受験申請手続きを次の書類により提出しなければならない。
 - (1) 可搬形発電機整備技術者講習会受講及び受験申請書
 - (2) 実務経歴書(該当する技術経歴(過去の経歴を含む。)の記載)
 - (3) 学校卒業証明書又は細則第7条第2号に該当する免状の写し

(申請者に対する通知)

第5条 前条の申請があったときは、教育研修委員会可発部会(以下「可発部会」という。)に おいて審査し、その結果承認できる者に対し、支部名にて別に定める様式2の受講・受験票を もって通知する。

(受講)

第6条 前条により可搬形発電機整備技術者講習会受講及び受験の承認を受けた者は、指定の期

日及び場所において講習会及び試験を受けなければならない。

(受講及び受験資格の基準)

- 第7条 規程第7条に定める受講及び受験資格の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 受講基準

可搬形発電機に関する業務に従事する者であって、可搬形発電機の保守・点検・整備・ 管理を行っている者で、且つ、次の条件に該当する者とする。

(2) 受講資格の条件

学歴及び実務経験年数並びに保守・整備に関連する資格については、次表に示す条件に 該当する者とする。

学歴を受験資格とする場合の実務経験年数

学 歴	機械工学系 電気工学系	左欄以外の学科
	実務経験年数(年以上)	
大 学 短期大学 高等専門学校(5年制) 高等学校	2	3
中 学 校	_	5

技能資格等を受験資格とする場合の実務経験年数

各 種 資 格	実務経験年数(年以上)	
特級、1級、2級 建設機械整備技能士		
第1種、第2種、第3種 電気主任技術者	1	
自動車整備士(2級ガソリン・ディーゼル自動車整備士) (3級自動車ガソリン・ディーゼルエンジン整備士)に限る。	1	

(資格証等の交付)

- 第8条 規程第11条により可搬形発電機整備技術者講習会の終了後に実施する試験に合格した者に対しては、会長が可搬形発電機整備技術者資格証(以下「資格証」という。)を交付する。
- 2 前項の資格証の交付のほか、会長は合格証を交付するものとする。

(資格証の記載事項等)

- 第9条 前条第1項の資格証に記載する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 資格証番号
 - (2) 氏 名
 - (3) 生年月日
 - (4) 現住所

- (5) 勤務先
- (6) 勤務先所在地
- (7) 初回交付年月日
- (8) 有効年月日
- 2 前項の各号に掲げる資格証の記載事項に変更が生じた場合は、別に定める様式3の可搬形発 電機整備技術者資格証記載事項変更届を会長に届け出なければならない。

(資格証交付後の再講習)

第10条 規程第11条により資格証の交付を受けた者は、規程第12条第2項により再講習 (以下「更新講習」という。)を資格証交付後5ヶ年ごとに受けなくてはならない。

(更新講習の手続き)

- 第11条 前条により更新講習を受けようとする者は、別に定める様式5の可搬形発電機整備技術者資格更新申請書」(以下「更新申請書」という。)を提出し、更新講習受講の手続きをしなければならない。
- 2 更新講習は、移動用発電設備(可搬形発電機)に関する運用並びに保守点検法規類の講習とする。なお、更新講習の期間は1日以内とする。
- 3 講習日に病気、海外出張等、不可抗力的な事由により受講できないときは、規程第13条第 1項に基づき、その旨を別に定める様式6の受講の延期願をもって会長に提出しなければなら ない。

ただし、その有効期限は1年間とする。

(資格証の更新手続)

- 第12条 規程第12条により資格証の更新を行う者は、資格証の有効期眼満了の4ケ月前から有効期限満了日の前日までの間に、別に定める様式5の更新申請書を提出し、資格証の更新手続きをしなければならない。
- 2 前項による資格証の更新の申請に基づき、会長は当該申請者に対し資格証を交付又は資格証 に必要事項を記入し、捺印の上返却する。

(手数料)

第13条 規程第17条によるほか細則第4条及び第6条並びに第10条の事項に該当する場合は、手数料を建機レンタル協会へ納付しなければならない。

(規程の改廃)

第14条 この細則の改廃は、可発部会の議を経て、建機レンタル協会会長が行う。

附則

この規程細則は、昭和59年11月30日から施行する。

附則

この規程細則は、昭和60年9月12日から施行する。

附 則

この規程細則は、昭和61年3月14日から施行する。

附則

この規程細則は、平成5年3月16日から施行する。

附 則

この規程細則は、平成18年5月26日から施行する。

附則

この細則は、平成25年10月22日から施行する。

附則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成29年2月7日から施行する。

附則

この細則は、平成29年8月8日から施行する。